

議案第 5 号

川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市基金条例の一部を改正する条例

川崎市基金条例（昭和 46 年川崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号の表等々力陸上競技場整備基金の項中「等々力陸上競技場整備基金」を「等々力緑地施設整備事業基金」に、「等々力陸上競技場整備」を「等々力緑地の球技専用スタジアムその他施設の整備事業」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

等々力陸上競技場整備基金の設置の目的を拡充し、球技専用スタジアム、とどろきアリーナ等の整備の資金に充てることとし、その名称を等々力緑地施設整備事業基金に変更するため、この条例を制定するものである。